

ねんきん定期便・厚生年金受給者便等の無料相談

富山県社会保険労務士会「年金相談センター」では、「ねんきん定期便」「厚生年金受給者便」等の無料相談、及び一般の年金無料相談を実施しています。

当会の「年金相談センター」からも、ねんきん定期便・厚生年金受給者便・ねんきん特別便の相談のために、日本年金機構オンラインシステムの携帯端末利用による年金記録の照会ができます。

定例相談日	毎週月曜日および木曜日
相談時間	午後1時30分から午後4時

相談の際には、事前に社会保険労務士会(電話076-441-0432)までご連絡ください。（当日は、ねんきん定期便や、年金手帳などをご持参ください）。

☆日本年金機構から「ねんきん定期便」「年金受給者便」が送付

◇ **ねんきん定期便**とは、年金加入記録や年金見込額などの情報を定期的にお知らせするものです。送付の対象となるのは、国民年金、厚生年金の被保険者の方で、平成21年の4月から実施されています。

◇ **ねんきん定期便**は、毎年誕生月ごとに送付されます（1日生まれの方は誕生日の前月に送付されます）。

ねんきん定期便は、より身近で分かりやすい年金の記録情報を自分で確認出来るようになっていきます。

◇ **年金受給者便・ねんきん定期便が届いたらきちんと目を通して確認し、常に自分の年金の最新情報を知っておくためにも、年金記録は保管しておくようにしましょう。**

ねんきん定期便の内容

（平成21年度）

① 年金加入期間

② 年金見込額

ア 50歳未満の方・・・加入実績に応じた年金見込額

イ 50歳以上の方・・・「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額

※ なお、既に年金受給中（全額停止も含む）の方には、年金見込額はお知らせしません。

③ 保険料の納付額

④ 年金加入履歴

⑤ 厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額

⑥ 国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況

(平成22年度以降)

<節目年齢時(35歳、45歳、58歳)の方々>

平成21年度と同じ内容(①～⑥)の記録を更新してお知らせします。

<上記以外の方>

上記①～③について、記録を更新してお知らせします。また、上記⑤及び⑥について、直近1年分をお知らせします。

届いたら確認しましょう

厚生年金受給者便など

★平成21年12月24日から平成22年8月末にかけて、約2800万人の厚生年金受給者に「厚生年金受給者便」が郵送されました。封筒には、年金加入履歴、標準報酬月額と標準報酬賞与の納付記録、年金加入記録の回答書が同封されています。

★特に、黄色などの封筒で届いた方の記録は、「不適正な遡及処理の可能性のある記録」です。この記録は約6.9万件あるといわれています。この場合は、ご本人、ご本人が高齢などの場合はご家族が代理人となって年金事務所等に行き、記録を確認してください。記録訂正が認められれば、年金が増額されます。

★これらの封筒で送られてきたものの中でも、記録の誤りの可能性が高い受給者の「標準報酬月額の月別状況」の記録の一部が、「朱書き」で表示されています。

「不適正な遡及訂正」とは次の3点のうち1点以上該当する記録です。

1. 標準報酬月額の引き下げ処理日の同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われていた。
2. 5等級以上遡及して標準報酬月額の引き下げが行われていた。
3. 6カ月以上遡及して標準報酬月額の引き下げが行われていた。

こうした改ざん記録は、これまではその訂正は本人が証拠を示さない限り認められなかったのですが、現在はほとんどのケースで訂正されるようです。

ねんきん定期便専用ダイヤル

0570-058-555 (ナビダイヤル)

IP電話・PHSからは 03-6700-1144

受付時間 月～金曜日 9:00～20:00 第2土曜日 9:00～17:00

※ このダイヤルで「ねんきん定期便」等に関するお問い合わせができます。

「ねんきん定期便」や「年金受給者便」などを受け取られた方は、近くの年金事務所(富山・高岡・魚津・砺波)や街角の年金相談センター富山(富山駅北)に持参するか、社会保険労務士会にご相談ください。また、個人の社労士事務所でも相談ができます(有料相談となります)。
